

仕 様 書

1 委託業務名

春日部市地域包括支援センター運営業務委託（第5生活圏域）

2 目的

「地域支援事業の実施について（平成18年6月9日 老発第06090001号 厚生労働省老健局長通知）」の別紙「地域支援事業実施要綱」（最終改正 令和8年8月20日（老発0820第1号）（以下「国要綱」という。）別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する、地域包括支援センター（以下「センター」という。）を運営することを目的とする。

3 運営方針

受注者は、「春日部市地域包括支援センター運営方針」に則り、センターの運営業務を行う。

4 履行場所

本業務を行う圏域は別添1のとおりとする。

5 履行期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

6 業務日、業務時間

事業所の業務日、業務時間は次のとおりとする。

ただし、業務日時以外の曜日、時間においても電話等により連絡が可能な体制を確保すること。

(1) 業務日

月曜日から金曜日とする。但し、祝日・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び12月29日から1月3日までを除く。

なお、受注者の勤務規定等により上記以外の業務日を定めることは差し支えない。

(2) 業務時間（営業時間）

原則午前8時から午後6時の間で7時間45分を業務時間とする。なお、勤務時間は7時間45分の業務時間が確保されれば、受注者の勤務形態により変更することもできる。

7 職員体制

(1) 専門職種の配置

「春日部市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成

27年3月12日 条例第7号)」第3条の規程を満たす次の人員を常勤・専従により配置する。

- ① 保健師その他これに準ずる者（地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まれない）…1人以上
- ② 社会福祉士その他これに準ずる者（福祉事務所の現業員等の経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者）…1人以上
- ③ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者（「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者）…1人以上

(2) 指定介護予防支援事業従事者の配置

介護支援専門員など在宅介護を熟知している者を常勤換算で1人以上配置する。

但し、上記（1）の職員が（2）の業務を兼任することも可能であること。

なお、（2）の従事者を専任で配置する（以下「専従プランナー」という。）場合は、当該専従プランナーに係る人件費については、法人が当該専任プランナーによる介護報酬から負担すること。

(3) 事務職員等の配置

上記（1）及び（2）の要件が満たされている場合、事務職員または理学療法士を配置することも可能であること。但し、事務職員及び理学療法士は指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に係るケアプラン作成者にはなり得ないことに留意すること。

(4) 員数について

上記（1）から（3）までの者を合計6人配置すること。員数については、圏域内の65歳以上人口、総合相談件数、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業に係るケアプラン作成件数等を勘案すること。

(5) （1）の3職種のうち1人をセンター長として配置し、センター長の役割を職員へ周知する。

(6) 職員の異動があった場合は、速やかに変更届を市に提出する。

(7) 職員が育児休暇又は90日以上病気休暇等を取得する場合は、速やかに代替職員を補充する。

(8) 職員の資質の向上のために、職員全員の研修の機会を確保し、職場内研修及び職場外研修を実施する。

また、市の実施する職員を対象とした研修会や、在宅医療・介護連携推進に係る講演会・勉強会等に参加する。権利擁護に関する研修会は、職員全員が履修するものとする。

(9) 全ての職員に対し、スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整える

と共に、メンタルヘルス対策を講じる。

8 施設の設備

- (1) センターを運営する事業所を、別添1の生活圏域内に設置する。
- (2) 事務所スペース及び相談者のプライバシーに配慮した相談スペースを設ける。
- (3) センターの看板及び案内板等を設置する。
- (4) 来訪者の駐車スペースを確保する。
- (5) 施設は市の都市計画、建築基準法その他法令を遵守する。

9 業務内容

介護保険法第115条の45第2項及び同法第115条の23に規定する次の業務を行う。

(1) 地域包括支援センター運営業務

① 総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域の相談窓口として地域における関係機関とのネットワークを構築するとともに、支援が必要な高齢者に対して、どのような支援が必要かを把握し、市と連携を図りながら、地域における適切なサービス、機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

相談窓口については、夜間・早朝窓口または平日以外の窓口を設置し、パンフレットの配布やホームページ等により、地域住民への周知を図る。

ア 相談対応・支援

地域の高齢者の様々な相談に対し、福祉、医療、介護の専門的な見地から適切な助言を行う。

また、継続的な関与又は、緊急の対応の必要性を判断するとともに、適切な情報提供や関係機関の紹介等を行う。

専門的・継続的な関与又は、緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、市と連携を図りながら適切なサービスや制度につなぐとともに、関係機関と連携を図りながら定期的に情報収集を行う。

相談者からの相談事例を分類し、相談件数や内容及び対応策について記録する。

イ 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者に対し、適切な支援へつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題発生の防止・早期発見のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、自治会、ボランティア等、地域の関係者のネットワークの構築を図る。

また、関係機関等の構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップやリストで管理する。

ウ 実態把握

地域のネットワークを活用しながら高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。

特に地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や、重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し支援につなげる。

② 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは、十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるように市と連携を図りながら、専門的・継続的な視点から支援を行う。

ア 成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。

また、成年後見の利用が必要と認めるにもかかわらず親族がいない場合や、親族が申立てを行う意思がない場合は、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告する。

イ 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況等を報告する。

ウ 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合は、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、市と連携を図りながら速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる。

エ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

オ 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防ぐため、地域の高齢者及び関係機関等に必要な情報提供を行う。消費者被害に関する相談について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携のうえ、対応する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が、住み慣れた地域で暮らすことができるように、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、多職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護支援専門員に対する支援等を行う。

ア 包括的・継続的なケア体制の構築

担当圏域内の介護支援専門員の状況を把握すると共に、施設・在宅を通じた支援ができるように医療機関を含めた関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。

また、地域の介護支援専門員が、地域のさまざまな社会資源を活用できるように地域の連携・協力体制を整備する。

イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ネットワークの構築を図る。

ウ 日常的個別指導・相談

市内の事業所に在籍している介護支援専門員を対象に、次の業務に関わる研修会や情報交換会を年4回以上開催する。研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に介護支援専門員へ示す。

- i) 相談窓口の設置及び相談内容の整理、分類、研修等の把握
- ii) 居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導
- iii) 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
- iv) 介護支援専門員に対する情報提供支援
- v) その他ケアマネジメントの質の向上に係る支援

エ 支援困難事例等への指導・助言

支援困難事例について、適宜センター職員や地域の関係者等との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言をおこなう。

オ 環境整備

介護支援専門員が地域において円滑に業務を行えるよう、地域住民に対して、介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための取り組みを行う。

④ 地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができるよう地域の特性に応じたネットワークを構築する。

⑤ 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

国要綱別記1 総合事業 2 サービス・活動事業 （8）介護予防ケアマネジメントに基づき、居宅要支援被保険者等に対し、介護予防や社会参加の推進を目的として、心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス並びに一般介護予防事業、多様な主体により提供される総合事業に該当しない生活支援サービス等の適切な事業が、包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助を行う。

ア 介護予防ケアマネジメントの種類

介護予防ケアマネジメントAを実施する。

実施内容の詳細については別添2のとおりとする。

⑥ 指定介護予防支援事業

介護保険法第58条第1項の規定に基づき市の指定を受け、介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をおこなう。

介護予防支援事業の実施に当たっては、「指定介護予防支援等の事業の人員及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な方法に関する基準」を遵守する。

（2）認知症地域支援・ケア向上推進業務

国要綱別記3 包括的支援事業（社会保障充実分） 3 認知症総合支援事業 （2）認知症地域支援・ケア向上事業及び（3）認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に基づき、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上及び「共生」の地域づくりを推進する。

本業務の実施内容については別添3のとおりとする。

（3） チームオレンジコーディネーター業務

国要綱別記3 包括的支援事業（社会保障充実分） 3 認知症総合支援事業 （3）認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に基づき、「共生」の地域づくりを推進する。

本業務の実施内容については別添4のとおりとする。

（4） 第2層生活支援体制整備業務

国要綱別記3 包括的支援事業（社会保障充実分） 2 生活支援体制整備事業に基づき、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

本業務の実施内容については別添5のとおりとする。

（5） 地域ケア会議運営業務

国要綱別記2 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 3 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の実施に際しての留意事項 （2）地域ケア会議の実施についてに基づき、地域ケア会議を設置する。

本業務の実施内容については別添6のとおりとする。

（6） フレイル予防普及啓発業務

国要綱別記1 総合事業 3 一般介護予防事業に基づき、加齢によるフレイルへの早期の気づきを促すため、フレイルチェック測定会を実施するとともに、市民ボランティアであるフレイルサポーターと連携し、地域に根付いたフレイル予防を普及啓発する。

本業務の実施内容については別添7のとおりとする。

（7） その他の業務

- ① 市主催等の事業により地域包括支援センターへ講師や視察等の依頼があった場合は、当該事業に協力する。
- ② 居宅介護（予防）サービス計画の自己作成を希望される方の相談、支援を行う。
- ③ 地域支援事業に係る事業において市の依頼があった場合は、当該事業に協力する。
- ④ 業務継続計画（自然災害編・感染症編）を策定し、訓練及び内部研修会を実施するとともに、適宜内容の見直しを行う。

10 個人情報の保護

個人情報の管理について、個人情報保護方針（マニュアル）を整備し、職員へ個人情報の管理を徹底する。

他事業所職員からのアクセス、閲覧ができないよう措置を講じる。

個人情報の保護に関する責任者を配置し、個人情報を持ち出し、開示の際には管理簿への記載と

確認を行う。また、個人情報情報の漏洩が発覚した際には、速やかに市へ報告する。

11 苦情対応

苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録する。

利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制を整備する。

12 会議等

センター職員は、市が主催する次の事業の会議に出席する。

(1) 地域包括支援センター運営等協議会（年間概ね2回）

センター長が出席し、当該年度の事業計画書及び収支予算書、前年度の事業報告書、収支決算書及び事業評価結果の報告をする。

(2) 地域包括支援センター職員会議（年間12回）

センター長及び地域包括支援センター運営業務に携わるセンター職員が出席し、地域包括支援センター運営業務に係る情報共有を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進に必要な事項について検討を行う。

(3) 認知症支援推進会議（年間6回）

認知症地域支援推進員、オレンジコーディネーター等、認知症地域支援・ケア向上推進業務及びチームオレンジコーディネーター業務に携わるセンター職員が出席し、認知症支援に係る情報共有を図ると共に、認知症地域支援・ケア向上推進に必要な事項について検討を行う。

(4) 生活支援体制整備事業連絡会議（年間6回）

第2層生活支援コーディネーター等、第2層生活支援体制整備業務に携わるセンター職員が出席し、生活支援体制の推進に係る情報共有を図ると共に、地域における生活支援・介護予防サービスの充実を図るために必要な検討を行う。

(5) 地域ケア推進会議（随時実施）

会議のテーマに関連するセンター職員が出席し、各地域包括支援センターが実施した個別ケースの検討会議の結果を共有し、地域課題の検討を行うと共に、本仕様書「9 業務内容」に記載の各業務との連携により、地域支援体制の構築につなげる。

(6) フレイル予防連絡会議（随時実施）

フレイル予防普及啓発業務に携わるセンター職員が出席し、地域のフレイル予防の推進に必要な事項について検討する。

(7) プロジェクト会議（随時実施）

市が設定した特定の懸案事項を重点的または継続的に検討するために、プロジェクトのテーマに関連するセンター職員が出席し、必要な事項について検討する。

(8) その他必要に応じて市が開催する会議

13 事業計画及び実績報告等

(1) 年間事業計画書及び収支予算書

- ① 市の定める地域包括支援センター運営方針に沿って年間事業計画書及び収支予算書を策定し、年度当初に市に提出する。
- ② 年間事業計画の策定に当たっては、市と協議のうえ重点課題・重点目標を設定する。
- ③ 担当する生活圏域の現状やニーズに基づき、地域包括支援センターの取組における重点項目を設定し、これを計画に反映する。

(2) 収支決算書

収支決算書を作成し、年度終了後速やかに市に提出する。

(3) 業務実績報告書

- ① 地域包括支援センター開設に係る報告を、別途市が指定する様式により令和9年4月10日までに市に提出する。
- ② 上記①以外の地域包括支援センター運營業務に係る実績報告を、別途市が指定する様式により業務実施月の翌月10日（10日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに市に提出する。
- ③ 指定介護予防事業及び第1号介護予防事業に係るケアプランの居宅介護支援事業所への委託状況について、別途市が指定する様式により年度終了後速やかに市に提出する。
- ④ 地域包括支援センター運営等協議会が必要と認める書類について、市が指定する日までに報告する。

14 委託料の支払

(1) 委託料の支払は月額払いとする。

(2) 一月あたりの支払金額は、4月分の支払金額を市との協議により決定し、5月以降の支払金額については、契約金額から4月分の支払金額を除き、11(月)で除した額とする。その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、最終支払月で調整する。

(3) 受注者は、業務を行った月の翌月10日（10日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに、当該月の委託料を市に請求する。

(4) 市は、受注者から請求書を受領した月の末日（末日が閉庁日の場合は、前開庁日）までに支払うものとする。

15 監査及び委託金額の精算

(1) 市は地域包括支援センターの運営状況について3月中に現地監査を実施する。監査の実施に当たっては、市の指示に従い全面的に協力する。

(2) 指定介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメントに係る業務を「7 職員体制

(1)」に規定する職員が行った場合、介護報酬による収入額を委託料から精算するため、市は現地監査により当該専従職員のケアプランに係る介護報酬金額を確認のうえ、受注者に返還請求を行う。

受注者は返還請求に従い、速やかに市が指定する期限までに、指定口座へ返還金額を納入す

る。

- (3) 専従プランナーに係る介護報酬については、法人の収入とする。
- (4) 専従プランナーを除くセンター職員の員数が6人に満たない場合は、不足する員数に応じて年度末に人件費相当額を契約金額から日割りで精算するものとする。

16 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市と受注者が協議により決定するものとする。